



町民の健康確保対策

各種検診の受診率向上を図りながら知識の普及と意識の啓発、そして予備群と言われる方を含めた生活習慣病該当者の減少に努めるとともに、未来を担う子どもへの罹患・重症化と高齢者の疾患リスクを軽減する各種予防事業を実施します。

子育て支援

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本施策の推進を図り、引き続き「子ども・子育て会議」において施策の進捗管理と評価を行います。推進体制にあっては、令和3年10月に設置した子育て世代包括支援センター機能をフルに活用できるよう組織機構を見直し、妊娠から出産、子育て期を切れ目なく支援できる体制を整備し、町をあげて新たな命の誕生をお祝いする出産祝金事業にはじまり、高校生までの医療費無償化や給食費の完全無償化を通じた負担軽減を図るとともに、子育て支援センターや放課後子ども教室の運営な

どの支援施策を推進し、子どもの健やかな成長を願い、安心して生育できることができる子育て環境の充実に努めます。また、本町の子どもたちに良質な幼児教育と安心な保育を提供する「小清水町認定こども園」の早期建設に向け、基本設計・実施設計を行います。

高齢者サービスの充実

特別養護老人ホーム愛寿苑は、JA北海道厚生連に指定管理者として管理・運営をしていただいています。引き続き良質な温かいサービスの提供に努めます。また、社会福祉協議会と連携を密にし、高齢者生活福祉センターにおけるサービスの充実を図るとともに、高齢者自身が自立して、安心して生活できる環境づくりが重要となりますので、支援が必要である高齢者を早期に把握し、機能低下の予防を図るなど、そのらしい生活が維持できるよう介護予防事業をはじめとする総合的な支援事業によって、在宅サービスの向上

医療・福祉従事者確保のための奨学金制度について

と見守り体制の構築を推進します。医療や介護、保育等のサービス提供には、専門的な資格を有した人材が欠かせません。将来を担い、活躍する人材の育成・確保のため、町の奨学金制度の償還減免措置を通じ、資格取得に必要な専門性を学ぶための経済的負担を軽減し、進学機会を拡げていきます。

地域コミュニティの重要性

地域の過疎化や少子高齢化に対応していくためには、地域住民同士が互いに支え合うことが大切です。地域自主防災組織には有事の際のご近所同士の支え合いだけではなく、「地域の絆」を再生し、地域コミュニティの活性化につながる役割も期待できますので、引き続きその構築と活動を支援します。また、後を絶たない高齢者によ



る交通事故の発生を背景に自動車運転免許証の自主返納が進み、日常生活における移動手段が制限されてきていることから、高齢者タクシー利用助成制度を通院や買い物などで利用していただくとともに、乗り合いタクシー実証実験の検証に基づき「地域の安全な足・身近な足」となる公共交通の確保を進めます。

第3

安心して暮らすための社会資本基盤の質の向上に努めます

町民の皆さまが快適な生活環境で暮らし続けるためには、道路や橋梁、上下水道、住宅などの生活基盤を将来にわたって良好に維持していく必要がありますので、長期的に使用するこれらの資産について、公共施設等総合管理計画(まちづくりの基本構想)に基づき計画的な整備を進めるとともに、あわせて安全な環境づくりを推進します。

地域の安全・安心の確保

消防及び救急業務につきましては、複雑多様化する災害や事故、高度化している救助・救急業務に対応できる資機材の整備及び消防・救急体制の強化を図るなど、町民の貴重な生命と財産を守り、地域の安全・安心の確保に努めます。

交通安全、防犯対策では、一人

ひとりの意識喚起につながる取り組みが必要ですので、関係機関の協力をいただき、一層の連携強化により交通事故や犯罪防止を啓発していきます。

町道等の整備

日常生活や産業経済活動の基盤となります道路等の整備については、長寿命化と機能保全に向けた修繕整備を年次的に進めるとともに、各種交付金事業や負担金事業の継続実施により、市街地道路及び農道整備を計画的に推進します。また、老朽化した橋梁につきましても計画的な修繕を実施します。除排雪等に対する対応では、冬の生活路線を確保し、吹き溜まり等による通行支障を最小限に抑え安心して利用していただけるよう、迅速で効率的な町道等の除排雪に努めます。

上下水道について

安全できれいな飲料水は生活基盤の根幹であり、その確保は行政の責任です。昨年度、町内各地区を結ぶ配水管本管のバイパス管布設工事を終えたところであり、計画的に管路の点検を実施し断水対策に万全を期すとともに、引き続き適正な管理に努めます。

農業集落排水施設については、機能強化事業による各設備の更新を終え、引き続き適正な管理に努め、快適で衛生的な下水の処理に万全を期していきます。



町営住宅

町営住宅は現在256戸を保有管理しており、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図るため計画的な修繕工事を実施し、入居者に安全で快適な住環境を提供することで居住水準の向上を図ります。また、民間の活力による住環境の整備として、一定の要件を満たす民間賃貸集合住宅の建設費用の一部を補助し、良質な賃貸住宅の建設を促進することによって町民の住環境の向上、さらには雇用の拡大、移住・定住人口の確保を図ります。加えて、人口流出などから空き家が多く存在し、その対策を総合的かつ計画的に推進するため策定した「空き家等対策計画」を基本に、安全な居住環境の保全と住宅ストックの循環利用などに取り組みます。